

安心して認知症になれる地域

～私たちがめざすこと、できること～

公益社団法人 認知症の人と家族の会 元代表理事 鈴木 森夫

自己紹介

- 1952年1月生まれ、73歳。愛知県大府市出身、京都市在住
- 1974年、愛知県立大学社会福祉学科卒 精神保健福祉士
- 愛知県および石川県内の病院でMSW、特養施設長、ケアマネジャーとして勤務
- 1984年「家族の会」石川県支部の設立に参画。以後、世話人として活動
2015年「家族の会」本部常任理事、2017年6月～2023年6月代表理事
2023年9月～本部電話相談員、介護保険・社会保障専門委員
- 社会保障審議会・療養病床の在り方等に関する特別部会委員、日本認知症官民協議会実行委員など歴任
- 24年4月～障がい者デイサービスレガート花の駅(京都市北区)管理者
- 著書(分担執筆)「検証 介護保険施行20年～介護保障は達成できたか～」自治体研究社 2020年ほか

「認知症の人と家族の会」について

- 1980年、京都で「呆け老人をかかえる家族の会」として結成。同時に京都府支部結成。
- 2006年、「認知症の人と家族の会」に名称変更。2010年公益法人認可。
- 認知症のある本人・家族どうしが、「励ましあい助けあう」ピアサポート(つどい・会報・電話相談)を活動の三本柱に、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現をめざして、認知症への理解と社会的支援を求めて活動。
- 認知症の人と家族のほか、専門職などの支援者、認知症に関心のある人で構成。会員は約9,400人。全都道府県に支部のある全国組織。
- 厚労省の社会保障審議会介護保険部会、介護給付費分科会に委員を送っている。

45年前「呆け老人をかかえる家族の会」結成



1980. 1. 20 京都市岡崎の芝蘭会館 全国から90名の介護家族が参加

「認知症の人も家族も ともに幸せに」

- ・「家族の会」の理念 「認知症になったとしても、介護する側になったとしても、人としての尊厳が守られ日々の暮らしは安穏に続けられなければならない」「ともに励ましあい助けあって、人として実りある人生を送るとともに、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を希求する」

「家族の会」のさまざまな活動

- 1) 認知症の人や家族が交流する“つどい”や認知症カフェ
- 2) 認知症の情報、本人や介護者の体験談等が掲載された“会報”「ぽ～れぽ～れ」の発行
- 3) 認知症に関する困りごとを相談できる“電話相談”
- 4) 社会の仕組みや制度をよくするために国等への要望・提言・アピール
- 5) 認知症や介護等に関する調査研究活動
- 6) 認知症への社会の理解を広め、深める啓発活動
- 7) 国際アルツハイマー病協会(ADI)の加盟団体として、世界の国々や地域との国際交流

認知症基本法が成立 国や自治体の取り組み定める



2023年6月14日、認知症の人が希望を持って暮らすように国や自治体の取り組みを定めた認知症基本法が参議院本会議で全会一致で可決・成立しました。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進
→ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことができる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようになるための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聞く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

そもそも「基本法」とは？

- ◆ 基本法とは、**国の制度・政策に関する理念、基本方針**が示されているとともに、**その方針に沿った措置を講ずべきことを定めている法律**で、**その基本方針を受けて、その目的や内容等に適合するように行政の諸施策が定められ、個別法において遂行される。**
- ◆ 基本法は、いわば**憲法と同じもの**で、「親法」として個別法に対して**優越的な地位**を持ち、他の法律や行政を**指導・誘導する**という重要な役割を持っている。そういう意味で、**介護保険法**などの法律や**認知症施策推進大綱**などの行政施策も、この**基本法**に沿って、見直される必要がある。
- ◆ わが国の現行の基本法としては、「教育基本法」、「障害者基本法」、「原子力基本法」、「がん対策基本法」などがあり、「認知症基本法」は53個目の「基本法」。

認知症基本法 成立に至るまでの背景

- 「痴呆」から「認知症」に名称変更(2004年)
- 認知症サポーター養成講座(2006年7月開始) ※直近のサポーター数は、1,635万人(綾部市は、12,902人)
- 国の認知症施策の流れ
 - ・「今後の認知症施策の方向性について」(2012年6月、厚生労働省認知症施策検討PT)
 - ・「認知症施策推進5か年計画」(オレンジプラン)(2013年～2017年)
 - ・「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)(2015年～2019年)
 - ・「認知症施策推進大綱」(大綱)(2019年6月)

今後の認知症施策の方向性について(2012年)

それまでの認知症施策の再検証

- ・かつては認知症を何もわからなくなる病気と考え、徘徊や大声を出す等の症状だけに目を向け、認知症の人たちを疎んじたり、拘束するなど、不当な扱いをしてきた。
- ・今後の認知症施策は、これまで認知症の人が置かれてきた歴史を振り返り、認知症を正しく理解し、より良いケアと医療が提供できるように努めなければならない。

今後目指すべき基本目標～ケアの流れを変える～

- ・認知症の人は精神病院や施設を利用せざるを得ないという考え方を改め、認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

認知症基本法 成立に至るまでの経過

- ◆**成立に至るまでの経過** 法案は2019年、自民・公明両党の議員立法で国会に提出された。しかし全会派の理解が得にくい状況に加え、新型コロナウイルスの感染拡大で審議が進まず、2021年10月、審議未了のまま国会が解散し、廃案となった。
- ◆**今回の新法案は、旧法案の反省から超党派の議員連盟（共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟）が結成（2021年6月）され、関連団体（当事者団体、認知症関連の学会）などにヒアリングを重ね、作り直した。**
- ◆**法案提出後の経過** 2023年6月7日に第211回国会（常会）の衆議院に提出、衆議院厚生労働委員会、衆議院本会議、参議院厚生労働委員会を経て、**6月14日、参議院本会議にて全会一致で成立。**



2021年6月 認知症当事者関係団体から、共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟に要望書を提出

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法

2024年1月に施行されました

知ろう、話しあおう、動きだそう 解説版



認知症は自分ごと、自分らしく暮らし続ける時代に

令和4(2022)年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害(MCI)の高齢者数は約559万人と推計^{*1}され、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群と言える状況です。

平成16(2004)年、「痴呆」という用語は「認知症」に変更され、認知症に対する誤解や偏見の解消に努め、各般の施策を推進していくこととされていました。しかし、認知症になると何もわからなくなり、できなくなるという考え方方が根強く残っており、認知症になるとことを受け入れることが難しい状況があります。年齢にかかわらず、国民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、自分自身や家族が認知症であることを、周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか、考える時代が来ています。

基本法成立から計画策定までの流れ

令和5年6月成立、令和6年1月施行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

議員立法として、国会において超党派で成立。

* 認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。

* 「共生社会の実現の推進」という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく。

認知症施策推進基本計画

の策定

基本法第11条に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府として策定するものであり、政府が講ずる認知症施策の最も基本的な計画として位置づけられ、地方公共団体が策定する都道府県計画及び市区町村計画の基本となるものである。

* 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する。

「新しい認知症観」とは

認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方。

- * 施策は、認知症の本人の声を起点とし、認知症の本人の視点に立って、認知症の本人や家族等とともに推進する。
- * 基本計画に定める施策は、原則として当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定め、目標の達成状況を調査し、認知症施策の効果に関する評価を行うこととされている。
- * 都道府県・市区町村は、認知症の本人や及び家族等の意見を聞きながら、それぞれの計画を策定する必要があり、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら推進していく必要がある。

「新しい認知症観」に立ち、本人参画で共生社会の実現を図る

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法のポイント



基本法の
全文はこち
ら

POINT 1 第1条(目的)

認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の本人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進。

* 施策や事業はあくまでも手段であり、目的は共生社会の実現であることに留意する。

POINT 2 第3条(基本理念)

認知症施策は認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

* 計画策定やすべての取組を進める前に、自治体担当者・関係者が、基本理念についてよく話し合い理解を深めながら、共有・浸透を図ることが重要。

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法のポイント

基本法の
全文はこちら



基本的人権を、すべての基礎にする

- * 人権が軽視されている現状・発想を変えていく。
- * 自分ごととして、人権の重要性を考え、守る。

1 すべての認知症の本人が基本的人権を持つ個人として、 自分の意思で生活できること。

- * すべての本人が、年齢・状態・居住場所・家族の有無・経済状態その他を問わず、人として当たり前の基本的人権を持つ個人として、自分の意思で日常生活や社会生活を営むことができる、という考え方の浸透を図る。
- * 認知機能の低下があり、意思決定をしにくい認知症の本人だからこそ、自分の意思で生活を営めるようにすることが肝心。
- * 基本的人権を守ることを日々の中で徹底していくことで、認知症の本人のストレスと不安・混乱・失望等を最小化し、尊厳と希望を持って暮らし、共生社会の実現につながる。

2 国民が認知症の正しい知識と認知症の本人に関する 正しい理解を深めることができるようにすること。

- * 認知症についての正しい知識のみでなく、「新しい認知症観」(P.1参照)に立って、「認知症の本人に関する正しい理解を深める」ことに注力する。
- * 地域に根強く残る「認知症になると何も分からなくなり、出来なくなる」という考え方を、「新しい認知症観」に切りかえて、自地域で暮らす認知症の本人の理解を深めていく。

3 日常生活・社会生活の中で障壁を除去することで、自立した生活や 意見表明・社会参画の機会が確保されること。

- * 日常・社会生活を営む上のバリアフリーを通じて、すべての認知症の本人が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分発揮できるようにする。
- * 地域で安全・安心に自立し日常生活・社会生活を営むことができるようになる。
- * 自己に関することに意見を表明する機会を確保する。
- * 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。

4 認知症の本人の意向を十分に尊重し、良質で適切な切れ目のない サービスが提供されること。

- * 認知症の本人の意向を十分に尊重していくことが前提。認知症の本人の視点にたって、良質で適切な保健医療サービス、福祉サービスを切れ目なく提供する。

5 適切な支援により、認知症の本人及び家族等が地域において、 安心した日常生活を営むことができること。

- * 認知症の本人だけでなく、家族等(家族本人と日常生活において密接に関係を有する者)に対する支援を適切に行うことで認知症の本人及び家族等が安心した生活を営むことができるようになる。

6 共生社会の実現に資する研究等を推進すること。

7 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他 各関連分野における総合的な取組を行うこと。

- * 各自治体で、府内の各分野の部署の力を借りて進めていくことが大切。
- * 認知症の本人の声を起点に、これを実現するために、すぐに手を組める部署などとともに一歩ずつ動き始めることで、総合的な取組となるよう拡充を図っていく。

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法のポイント

基本法の
全文はこちら



POINT 3 第8条(国民の責務)

国民は認知症の本人に関する正しい理解を深めるとともに、
共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

- * 認知症を自己ごととして考える必要がある。
- * 住民に伝えるだけではなく、まずは行政担当者や専門職の人たちから、認知症を自己ごととして考え、共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

POINT 4 第11条～第13条(認知症施策推進基本計画等)

- * 政府は基本計画を策定しなければならない(義務)。
- * 都道府県、市区町村は計画を策定するよう努めなければならない(努力義務)。
- * あらかじめ、認知症の本人と家族等の意見を聞くよう努めなければならない。
- * 少なくとも5年ごとに計画を検討、必要時は変更する。
- * 都道府県・市区町村はその特性に応じた計画を、認知症の本人及び家族等の意見を聴きながら創意工夫し、自主的に策定していくことが大切。
- * それぞれの自治体の地域特性を駆使して創意工夫しながら、認知症施策を総合的・計画的に推進していく必要がある。
- * 行政職員が認知症の本人や家族等の活動の現場に出向くこと等により、認知症の本人や家族と対話し、意見を交換し合うことで、認識を共有することが重要である。

いま、私たちにできること

共生社会を、ともにつくる

(認知症基本法1条目的)

共生社会とは?

認知症の有無に関わらず、一人一人が個性と能力を發揮しながら、互いに尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会。

- ◆認知症基本法をもとに、全国で共生社会に向けた計画を作っていきます。
- ◆世代や分野を超えた様々な取組を地域の特性を活かして進めていきましょう。

いま、私たちにできること

認知症の本人の声を聞く

(認知症基本法3条 基本理念)

認知症基本法の理念とは?

認知症基本法では、「全ての認知症の人が、基本的人権を持つ個人として、自分の意思で生活できるようにすること」を理念の一つとして、様々な取組を進めていくこととしています。

- ◆何をしたいか、何があるといいかなど、認知症の本人だからこそ気づくことを、周りにも伝えることが大切です。
- ◆認知症の本人だからこそその声をもとに、誰もが暮らしやすい地域を皆で一緒につくっていきましょう。

共生社会の実現は、当事者「参画」から始まる

- ◆「参加」と「参画」の違い
- ◆「参加」とは、自治体や地域、団体などが企画したイベントに加わることをいい、計画や企画立案の段階には、携わらない。
- ◆「参画」とは、途中から計画に関わるのではなく、計画の段階から関わること。
- ◆「私たちのことを私たち抜きで決めないで(Nothing About us without us)」(2006年に国連で採択された障害者権利条約の起草会合で掲げられた)

いま、私たちにできること

「新しい認知症観」に立つ

新しい認知症観とは？

認知症になると何もできなくなるという考え方ではなく、認知症になつてもできること・やりたいことがあり、地域で仲間等とともに、希望を持って自分らしく暮らすことができるという考え方。

- ◆何もできなくなる、といったこれまでの考え方を、新しい認知症観に変えることが、すべての取組の出発点です。
- ◆地域で暮らす全ての人と新しい認知症観をともに育んでいきましょう。



「認知症に関する世論調査」（速報）

令和7年10月10日
内閣府政府広報室

調査対象 全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人
回収数1,551人（回収率51.7%）

調査期間 令和7年8月21日～9月28日

調査方法 郵送法

調査目的 認知症に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

調査項目

- 認知症の人と接する機会の有無
- 認知症に対するイメージ
- 認知症になった場合の暮らし
- 認知症に対する不安
- 認知症基本法に関する認知

調査実績 「認知症に関する世論調査」（平成27年9月、令和元年12月）

関係府省庁 厚生労働省

認知症基本法「成立知らず」75% 浸透に課題 — 内閣府調査



政府の「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」で発言する岸田文雄首相（左端）。同2人目は高市早苗健康・医療戦略担当相（肩書きは当時）=2023年10月、首相官邸

内閣府は10日、「認知症に関する世論調査」の結果（速報値）を公表した。認知症施策の基本理念や行政の責務を定めた「認知症基本法」について知っているかどうか尋ねたところ、「成立したことを知らない」と答えた人が75.8%を占めた。昨年1月の施行から1年半以上が経過したが、国民に浸透していない実態が浮き彫りとなった。

「成立したことは知っているが、内容は知らない」も16.4%。一方、内容を知っていると答えたのは、「ある程度」が4.5%、「詳しく」は1.0%にとどまった。

自身が認知症になった場合に希望する暮らし方に関しては、周囲の支援を受けたり医療・介護サービスを利用したりすることを含めて「地域で生活したい」と思う人が49.6%に上った。「施設で暮らしたい」は42.3%で、「誰にも迷惑をかけないよう一人で暮らしたい」が3.8%だった。

厚生労働省の担当者は「地域と連携しながら周知し、支援制度も充実させたい」と話している。

時事通信 2025年10月10日配信

認知症になつたら「家族への負担」懸念74.9% 内閣府世論調査

内閣府は10日、「認知症に関する世論調査」の結果（速報値）を公表した。自分が認知症になつた場合に不安に感じることを尋ねたところ、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」が74.9%（複数回答）で最も多く、家族の負担への懸念が強いという実態が浮かんだ。

調査は、2023年の認知症基本法の成立を受け、認知症への理解を調べる目的で実施された。「成立したことを知らない」と回答した人は75.8%だった。

自分が認知症になつた時の不安では、「できていたことができなくなるのではないか」（66.2%）、「家族や大切な思い出を忘れてしまうのではないか」（51.1%）も回答が多かった。家族が認知症になつた場合の不安（複数回答）では、「周りの人に迷惑をかけてしまうのではないか」（46.5%）が最多だった。

認知症の人と接した経験を尋ねたところ、「ある」と答えた人は60.5%、「ない」と答えた人は38.0%だった。「迷惑をかけてしまい、地域での生活が難しくなる」や「症状が進行し、何もできなくなる」というイメージを抱く人は、合わせて12.3%いた。厚生労働省の担当者は、「認知症になっても、急に何もできなくなるわけではない。どう向き合って生きていけばいいかを考えるために、認知症当事者と地域単位で接してもらう場をつくる必要がある」と話した。

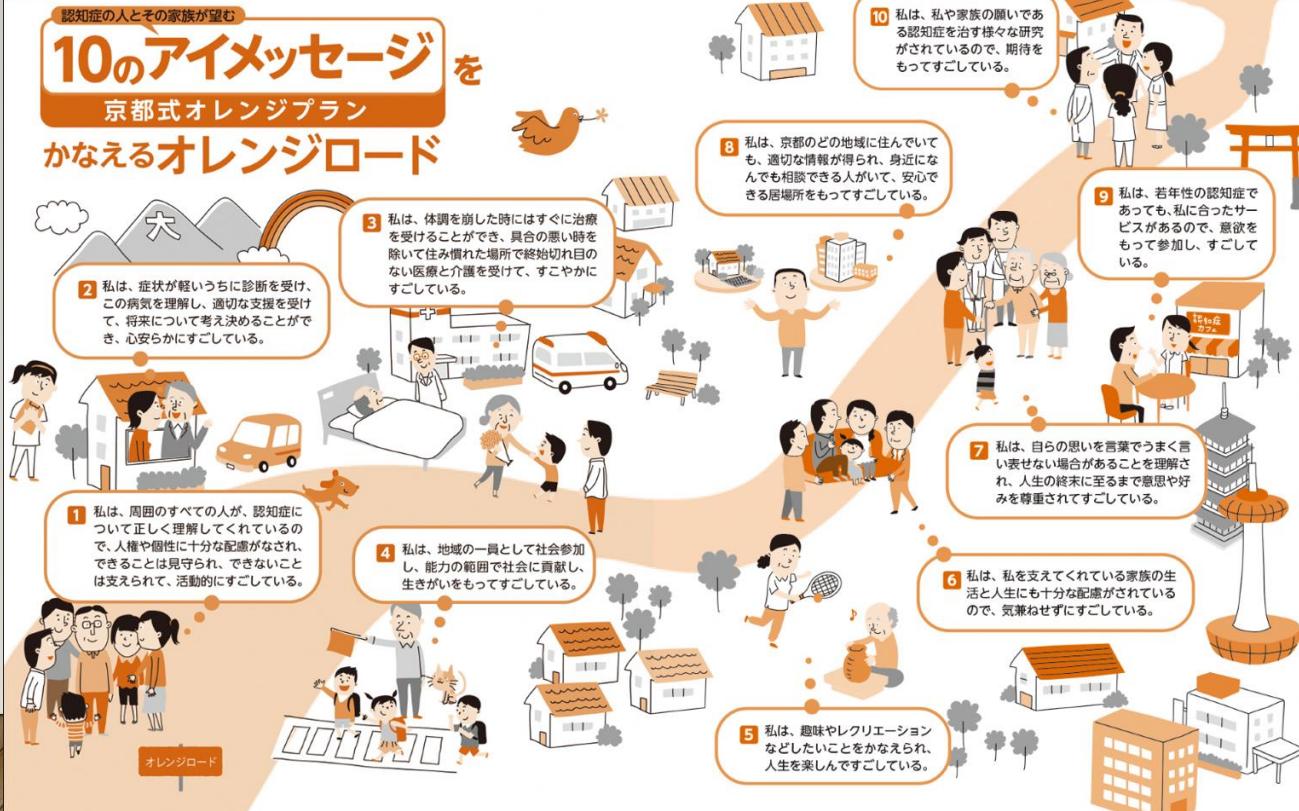
調査は8~9月、18歳以上の3000人を対象に郵送で実施。1551人（51.7%）から回答を得た。【寺原多恵子】

毎日新聞 2025/10/10

目指す姿

認知症と
ともに歩む

本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる社会



～京都式オレンジプラン『10のアイメッセージ』～

1

私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。

認知症になっても、できることがたくさんあり、できないことには、どんな支援が必要なのかなど、すべての人がこの病気を正しく理解することで、認知症の人の人権と個性が尊重される社会になります。

2

私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。

早い時期に正しい診断や治療を受け、病気を理解し、支援を受けることで、認知症の人が自分自身の将来を考え決めるができる社会になります。

3

私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。

認知症の状態や家族の状況等に応じ、適切に医療や介護・福祉のサービスが連携し提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域で必要な時に必要な支援が受けられる社会になります。

4

私は、地域の一員として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもつてすごしている。

認知症についての偏見をなくすことで、地域の中で孤立せず、できる範囲で働きたい、何か役割を果たしたいという認知症の人の思いが、かなえられる社会になります。

5

私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんですごしている。

これまで培ってきた仕事や趣味の能力を、可能な限り活かせる場や機会が身近な地域に多くできることで、認知症の人が自分らしく人生を楽しめる社会になります。

6

私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずにすごしている。

認知症の人を支える家族の介護負担を軽減するため、身近なところに、相談や交流の場を増やすことで、介護者の生活や健康にも十分な支援が届く社会になります。

7

私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。

意思表示がうまくできなくても、あたりまえに地域で暮らすることで、人生の終末を迎っても、認知症の人尊厳が大切にされる社会になります。

8

私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近になんでも相談できる人がいて、安心できる居場所をもってすごしている。

京都のどの地域に住んでいても、認知症に関する情報を得ることができ、身近なところで、各種のサービスを利用したり、仲間と出会い・交流ができることで、認知症支援に格差のない社会になります。

9

私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。

若年性の認知症になっても、同世代の人と同じように、家族や地域での役割が果たせることで、若年性認知症の人も生きがいがもてる社会になります。

10

私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

究極の願いは認知症が治ること。そのために、認知症の原因解明、薬やケアなどの研究に社会全体で取り組むことが必要です。